

亀山市告示第141号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）
 第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同要綱第6条第1項の規定に
 より、次のとおり告示する。

令和8年6月12日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 放置自転車等の型式、車体番号等

放置自転車等の型式	車体番号	放置されていた場所	塗色	防犯登録番号
自転車（不明）	不明	亀山市上野町4番17地先道路	赤	愛媛県 宇—246576

- 保管場所 亀山市若山町37番地3
- 保管期間 令和8年6月9日から令和8年9月9日まで
- 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 保管期間中の引取りの申出先 亀山市建設部建設管理課